

第4回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会

日 時：平成21年5月26日（火） 午前10時から11時30分

場 所：大阪WTCビル40階 大阪市港湾局 40-5・6会議室

出席者（敬称略）

委員：野呂 充
小谷 寛子
中野 正子
來田 仁成
加藤 邦生

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 各施設ごとの検討について
 - (2) 舞洲緑地（シサイド・プロムナード）における魚釣り社会実験（中間報告）について
- 3 閉会

会議の概要

議事

- ・第3回検討会で港湾管理者の基本的な考え方や、国が示す安全対策基準、安全対策を講じた場合の安全対策経費について議論した内容を踏まえて、施設別での施設開放に関する検討を行った。
- ・事務局より4月1日から実施している「シサイド・プロムナード」における魚釣り社会実験」の中間報告（4月21日から5月21日分）を行った。

委員からの意見等

【港湾施設の開放に関する検討（施設別）（資料1）及び港湾施設の開放に係る安全対策経費（施設別）（資料2）について】

<野呂委員長>

- ・前回の検討会で、開放の可能性があるのは、防波堤・波除堤Cと護岸・廃棄物埋立護岸Dについてとしていた。廃棄物埋立護岸Dである33番（新島地区北廃棄物埋立護岸）と35番（新島地区南廃棄物埋立護岸）が総合評価で×となっている理由は外海に面しているからか。

<港湾局 松井環境整備担当課長>

- ・この場所は外海に面していることから、海象の急変により高波がくる可能性があるが、その際背後が廃棄物埋立処分場になっており逃げ込むことができないため、高波にさらわれる恐れがあるので総合評価を×としている。

<來田委員>

- ・資料1をみると、開放できるのは1箇所、可能性があるというのは計6箇所となるが、これをそのまま評価として受け入れると、渡船事業者が渡しているところはすべてだめとなる。3軒の渡船事業者の生活、過去からの長い実績をどう評価するのか。

- ・一方で渡船を利用する人の安全基準についてどのような対策を取れるか。
- ・渡船事業者が場所を利用するに際してどのような条件をクリアすればいいか。
- ・資料1の総合評価では渡船事業者は廃業せざるを得ないが、利用基準を満たせば営業を認める可能性を考えてよいか。

< 港湾局 玉井海務担当課長 >

- ・今お示したものは、施設を一般的に開放する際に国の安全基準に照らして、地理的な条件を加味し、判断したものであり今回の内容がすべてではない。
- ・安全対策を講じ、誰しものが利用できるものについて、子供など、どのような人でも安全に利用できる施設としての意味で や を付けた。
- ・渡船で利用していた部分、スリットの護岸や防波堤について、通常的安全対策は経費的に困難であり、どのような対応・対策ができるのかは、法的な部分を含めて専門的な意見を聞き検討会で議論いただければよい。

< 小谷委員 >

- ・1番の南港北防波堤については野鳥保護の目的を実現するため、立ち入り禁止の措置、過料の制裁などがあってもよいと思う。
- ・資料1は一般の人が安全に釣りができる場所にするための要件を満たすために必要となる設備・費用と理解してよいか。
- ・費用があまりに過大となる場所について、その対策を講じることは市民感情からすると合理的でない。相応の予算、相応の施設で、対策が可能な場所と対策ができない場所を分け、対策ができない場所について、どう考えるかをゆっくり検討していかなければならない。
- ・安全な釣り場としての設備、例えば11番の南港船だまり波除堤について、落ちたら危ないから柵を設置するとなっているが、柵を設置すると2,400万円、管理費で年間240万円かかるとなっている。国の安全基準を満たすとなれば必要となるが、釣り場としての開放を検討する場合そこまでする必要もないように思うし、危険表示をするなどして釣りをすることも可能ではないか。
- ・陸続きで一般の人が迷い込む可能性がある場所、一般の人・家族づれが安全に釣りができる場所、渡船でないと行けない場所があるが、資料1はそういう場所ごとの表ではないと理解してよいか。

< 野呂委員長 >

- ・基本的なところとしては、全く安全性について配慮しない訳にはいかず、なんらかの安全対策を取らなければならないが、予算の制約もあり、安全対策をすべての設備に対して行うことは困難である。
- ・陸続きのところ、渡船でしかいけないところなど施設の状況ごとに分けて検討することが必要である。

< 來田委員 >

- ・資料1の施設について、これをこうして欲しいというのは今すぐ返事はできないが、釣り人や団体、渡船事業者と相談して、意見をまとめ、こういうふうにしていただけたらという案を今回の資料に基づいて作成したい。また、現場で釣りをしている人たちにも希望を発言させてもらえたらと思っている。
- ・渡船でしかいけない場所、一般市民が迷い込む可能性がある場所と大きく2つに分けてこれから話を進めていただけたらと思う。
- ・また、絶対立ち入り禁止にすべき場所、モラルの観点からも野鳥園の前について、

厳しく立入禁止にすることに異論はない。ただ、現状では立入禁止となっていることを知らない人もいる。テレビなどで野鳥園の柵を乗り越える映像がよく出てくるが、現実には1番(南港北防波堤)と15番(南港北地区護岸の一部(夢咲トンネル))に行くために野鳥園を通過して柵を乗り越えている。柵を乗り越えなくてもいいようにすれば比較的安全な場所だし、渡船を利用するようにすることで、柵を乗り越えることはなくなると思う。

- ・1番(南港北防波堤)を含めて野鳥に影響が出るために立入禁止にするのであれば釣り人も理解するが、近くに化学品埠頭があるから立入禁止で、やむを得ず野鳥園の柵を乗り越していくという現状に対しての説明は必要ではないか。
- ・資料1について、施設ごとに海面からの高さが記載されているが、これはいつ時点のものか。

<港湾局 松井環境整備担当課長>

- ・港湾局にある施設の管理台帳をもとに記載しているが、場所によっては沈下が進んでいるところもあり、今現在のものではない。

<来田委員>

- ・対策を講ずる場合、実際、海面からの高さが3mを下回っておれば、かける経費も安くなるため、実際の海面からの高さを調べていただきたい。
- ・沈下して満潮時に浸水する場所についても考慮しなければならない。

<加藤委員>

- ・資料1を見るとほとんど×となっている。管理者の立場としてこのような考えになることは分かるが、これでは検討のしようがない。こういう状況になっているということを来田委員の釣り協会の会員に見せて、釣りをしたい場所はどこかを聞き、施設を絞って検討するというのはいかがでしょうか。
- ・検討会でとしても、釣り人が行きたい場所とあっていなければ意味がないので、まずアンケートなどを取り、釣りをされる方の意見を集約して判断すればいいのではないか。

<野呂委員長>

- ・今のところ、安全対策を確実に行えるところを記載していただいていると思うが、絞り込んだ場合、釣り人のニーズと全くかみ合わないのでは、せっかく開放しても意味がないとのご意見である。来田委員と事務局で調整する機会をもって、場合によっては×がついているところでも、特に陸続きになっている場所については、検討してもらいたい必要があると思うがどうか。

<港湾局 玉井海務担当課長>

- ・施設ごとの評価について、基本的に と をつけた施設以外は我々としては不適と考えている。ただ不適となっている施設でも、釣りのニーズが高い場所について、どういう形であれば利用できるかを自己責任論や利用される方の責任論、管理責任の判断はどうかというような検討を1つ1つ行っただけで対応したいと考えている。
- ・来田委員も述べられたように、釣り団体の皆様から意見を聞いて、関係者の方の意見を検討会として聞くということであれば、意見を聞く機会も設けたうえで検討していきたい。

<来田委員>

- ・そういう意向であれば、36箇所に関する資料を釣り関係者に見てもらって、突

合せをして意見をまとめ、釣りを行うことが可能な施設や、安全対策を行う優先順位などをつけた暫定的な資料を次回までに作成させていただきたい。

< 小谷委員 >

- ・資料1、2は、大阪市の客観的な資料として作成されたものであるので、先ほどの地盤沈下などの実態確認を願いたい。
- ・陸続きであっても、一般市民が行くところと、釣り人しか行かないところを分けしながら、分けに応じた対応を検討する必要がある。
- ・この資料は少なくとも一般の人が安全に釣りをすることができる場所を示した資料であり、一般市民が対象となるので受益者に費用を負担させて整備を行うというには馴染まないと思う。

< 中野委員 >

- ・釣り人にアンケートを取る案は良いと思う。釣り人の気持ちになって、安全対策を講じて、安全な場所で釣りを行っていただければと思う。

< 來田委員 >

- ・アンケートや資料の作成を次の委員会までに用意させていただく。
- ・開放すると法的な責任がすべて大阪市に出てくるが、そういう訳にはいかない。釣り人が勝手に来て、勝手にはまって、責任が大阪市とはならないと思うので、どんな形でカバーしていくのか、法律的には難しい問題であり、自己責任という部分が法的に通るかどうかは難しいと思うが、できるだけ自分たちの手、あるいは利用させてもらう渡船事業者の手で姿勢を打ち出して利用を認めていただくとすれば、その場所に対してこれだけのものを担保にするという方向付けもわれわれの側で、やっておかなければならない配慮ではないかと思う。
- ・ごみ処理の問題をどうするのかという検討も必要ではないかと思っている。

< 野呂委員長 >

- ・特に沖の防波堤などは安全対策に莫大な費用がかかり、事業者は限られることから受益者負担を求めることも難しいが、さまざまな対策で何とか対応できないかという課題については、渡船事業者の営業や釣り人の楽しみなど難しい問題だが、しっかり議論をしておく必要がある。
- ・陸続きの部分も、防波堤の部分も安全性、経費の問題があるが、渡船を利用する必要がある場所について、立ち入りを認めていく場合、安全対策をとるためには渡船事業者の協力が必要なので、意見を聞く機会を設けたい。

< 小谷委員 >

- ・公の営造物の設置管理の瑕疵のもとの損害賠償請求について、いろいろ判例が出ているが、その中では、大阪市が管理者としてそれぞれの設備について通常有すべき安全性を満たしているかどうか。
- ・満たしていないのであれば、どのような対策をすれば、十分な管理をしていたかということになる。
- ・入れないようにする対策や、絶対に落ちないようにする対策、立入禁止とした場所に入ったことに対して過料とする条例を適用する対策もあるが、その規制をもって大阪市として十分な管理をしたとはならない。
- ・どちらにしても大阪市として安全な設備としての機能・対応がなければだめであり、また十分な設備だけではなく、表示などの注意喚起も管理方法のひとつである。

- ・大阪市としてできること、できないことはあるが、可能な限りの安全対策とは何かということを考えていくべきだと思う。

<野呂委員長>

- ・通常有すべき安全性というのは議論が分かれるところであり、難しい問題であるが、ハード、ソフトの両面から総合的に検討していく必要がある。

【舞洲緑地（シサイト・プラザ）における魚釣り社会実験（中間報告）について】

<来田委員>

- ・実は明け方に結構釣り人がいる。しかし、巡回していただいている人に明け方に見に行ってほしいとは言いかねる。そのため社会実験開放範囲内での釣り人の人数は非常に少なくなっている。
- ・社会実験を行っている約300mの両側に丸く出っ張ったところがある。社会実験のスタート時はこの範囲しか仕方ないということだったが、丸く出っ張ったところでよく釣れるため、釣り人はここへ行く。この集計では、この人たちは範囲外の人数として出てきているので、この数字を持って釣り人のモラルが悪いと受け止めてもらいたくない。
- ・漁業者とのトラブルの点について、夢洲と舞洲の間の水路部分については、漁業者はみだりに操業してはならないと漁業協定規則で定めているが、実はここがいわしやあじがよく集まる場所であり、小型底引き網漁船がうろうろすることがあり、釣り人から見ると気になる。現実には陸と船なので、距離もありトラブルにはならないと思うが、特につり大会などが開催される場合は底引き網事業者に電話をして操業を控えるようお願いしている。

<野呂委員>

【まとめ】

- ・次回は陸と接していない施設について、開放していくにはどのような方法があるのかを検討したい。
- ・また、開放が可能とされている施設について、釣り人のニーズに合っているのかをつめておかないと開放しても意味がないので、調査や資料作成について来田委員にご協力いただいで議論を行っていきたい。